

令和6年11月14日

白鷹町総務課

職員の懲戒処分について

本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

■公務外非行：窃盗

1. 被処分者

所属：町長部局

役職：課長級

年齢：50代

2. 処分内容及び処分日

停職4月 令和6年11月14日

3. 処分に係る事案の概要

当該職員は、令和6年9月26日（木）、山形市内のパチンコ店において、着席した遊技台に挿入されていた他人のICカード10,060円相当を盗んだ疑いで、10月17日（木）、警察から任意同行を求められ事情聴取を受け、容疑を認めた。その後、10月24日（木）に再度出頭し聴取を受け、11月1日（金）に窃盗罪で検察に送致された。

なお、10月24日（木）に被害者への謝罪と弁償を行っている。

佐藤誠七町長コメント

法令遵守が当然に求められる立場でありながら、本町の幹部職員がこのような不祥事を起こし、町への信頼を著しく損なうこととなり、町民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。このような不祥事が二度と起こらぬよう、職員の綱紀粛正と服務規律の保持の徹底を図ってまいります。